

第二十五條 擴大執行委員會ニ出席スル代表者ノ比例ハ執行委員會之ヲ定ム

第二十六條 第三節 支部委員會
同一地域ニ於テ工場分會ニ個以上ニ達シタル場合、執行委員會ハ其ノ地域ニ支部委員會ヲ設置スルモ

但シ工場分會一個或ニハ全然ナキ場合ト雖モ執行委員會必要ト認メタル時ハ支部委員會ヲ設置スルコトヲ得

第二十七條 支部委員會ハ執行委員會ノ統制ニ從ヒ組合事業ノ遂行ト地域的活動ヲ助成スルモノトス

第二十八條 支部委員會ハ執行委員會ニテ選任シタル若干名ノ支部委員ヲ以テ構成シ、必要ニ應ジ、支部委員長之ヲ召集ス

第二十九條 大會 執行委員會、支部委員會、內規ハ別ニ之ヲ定ム

第四節 専門部

第三十條 専門部ハ執行委員會ノ補助機關ニシテ別ニ定ムル細則ニ從ヒ執行委員會ノ下ニ會務ヲ分担處理スルモノトス

第三十一條 専門部ハ左ノ八部門トシ細則ハ執行委員會ニ於テ之ヲ定ム

- (一) 組織部
- (二) 會議部
- (三) 政治部
- (四) 教育出版部
- (五) 調査部
- (六) 財政部
- (七) 事業部
- (八) 婦人部

第三十二條 専門部ノ事務執行ニ関スル責任ハ執行委員會之ヲ負フモノトス

第四章 役員

第三十三條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

第三十四條 組合長一名、執行委員長一名、執行委員若干名
本組合ヲ代表ス、大會ニ於テ選出シ、大會ノ議長トナリ

第三十五條 執行委員長ハ執行委員會ニ於テ互選シ、執行機関ヲ代表ス